UNITED NATIONS

UNMEER

GLOBAL EBOLA RESPONSE

ファクトシート

国連エボラ対応マルチパートナー信託基金

目的

潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は、国連主体の関係するすべての取り組みを統合し、エボラ出血熱の蔓延阻止に向けて地球規模で取り組むプラットフォーム「国連システム・エボラ蔓延対応」を発足させました。この組織は、1）エボラ出血熱の蔓延阻止、2）感染者治療、3）不可欠なサービス確保、4）安定を維持、5）現時点で影響が出ていない国々での蔓延予防、の 5 つの戦略的な目標を掲げています。

© UNICEF

デービッド・ナバロ国連エボラ担当特使は「私たちは 1 か月前、約 1 億ドルの資金拠出を要請しましたが、今では 10 億ドルが必要となっています。つまり、わずか 1 か月で必要な資金が 10 倍に増えたのです」と語ります。

国連事務総長は**エボラ対応マルチパートナー信託基金（MPTF）**を設立し、下記を実行します。

- 共通の資金調達メカニズムを通じた、全般的なエボラ蔓延対応への国連システムの一貫した貢献
- 迅速で調整の取れた国連の即時対応
- 加盟国、地域立法機関、政府間組織または非政府組織（NGOs）、企業や個人からの資金動員
- 本基金のエボラ対応への貢献をモニターできる成果に基づいた管理システム
- 戦略的目標を達成するため、他のパートナーやステークホルダーによる活動を促進するグローバルなプラットフォームの設立に向けた国連の取り組みへの支援

ガバナンス体制

諮問委員会は事務総長に対し、エボラ対応 MPTF の利用に関する定期的なフィードバックや指針、専門的助言を提供するとともに、他の資金調達手段との戦略的、プログラム的一貫性を確保します。諮問委員会は、国連エボラ担当特使と世界保健機関（WHO）事務局長が共同議長を務めます。諮問委員会のメンバーには、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER）担当事務総長特別代表（SRSG）、影響を受けている国々の政府を代表する高官各 1 人、関連する国連機関の基金と計画の最高責任者、国際金融機関の代表、エボラ対策 MRTF に対する上位 5 か国のドナー、地域機関および最大で 5 つの NGO が含まれます。諮問委員会は半年ごとに会合を開きます。

国連エボラ担当特使が議長を務める**管理委員会**は、UNMEER 担当 SRSG、国連エボラ危機管理者 3 人（影響を受けている国々から各 1 人）および UNMEER のディレクター4 人（保健、ミッション支援、活動、不可欠なサービスをそれぞれ担当）で構成されます。管理委員会は資金調達の優先順位を明らかにするとともに、受益団体から提出された活動案を承認します。管理委員会は月 1 回、または、必要に応じて随時、会合を開きます。

エボラ対応 MPTF は、文書『エボラ出血熱蔓延：ニーズと要件の概要』に定められた 5 つの戦略的目標と 13 の必須アクションに沿った具体的な活動や機能を担う**受益団体**を支援し、これに資金を割り当てることを目的としています。受益団体には国連の組織や部局、UNMEER が含まれています。

エボラ対応 MPTF の事務は、マルチパートナー信託基金事務所（MPTF 事務所）が**運営機関**となって行います。MPTF 事務所は、100 を超える国連共通の資金調達手段を運営する国連機関で

す（http://mptf.undp.org）。同事務所は、運営に至るまでの基金の立ち上げ、拠出金の受領と関連事務、管理委員会の決定を受けた受益団体への送金、定期的報告書の受領、基金の活動を定期的に総括する説明報告書と財務報告書の作成を担当します。同事務所はこれらのサービスにつき、一律 1%の手数料を徴収します。

基金の運用

本基金は、エボラ感染者のケアから社会的動員、コミュニティの巻き込みに至るまで、必須アクションに沿った活動案を支援します。エボラ対応 MPTF の運用手続きは、資金割当プロセスの迅速化を図るべく合理化されています。活動案の募集から活動開始までに要する期間は最長で 7 日間ですが、この期間を短縮するため、全力を尽くします。

拠出の方法

本基金は 10 億ドルの動員を目指していますが、取り急ぎ 2014 年 10 月 31 日までに、5000 万ドルが必要とされています。エボラ対応 MPTF に対しては、加盟国、地域行政機関、政府間組織または非政府組織（NGOs）、企業および個人から拠出を受け付けています。本基金に拠出するためには、MPTF 事務所との間で標準運営取り決めを結ぶ必要があります。

拠出者は、使途を限定しない形で拠出を行うよう促されています。特定の優先事項があるために、使途を限定しない拠出が不可能なドナーについては、具体的な影響国またはエボラ対応の戦略的目標に使途を限定することができます。

拠出国		拠出誓約額
	オーストラリア	$8,276,000
	チリ	$100,000
	コロンビア	$100,000
	エストニア	$40,000
	フィンランド	$9,068,000
	インド	$10,000,000
	カザフスタン	$50,000
	ニュージーランド	$1,190,000
	ノルウェー	$2,289,000
	ルーマニア	$40,000
	韓国	$5,000,000
	ベネズエラ	$5,000,000
合計		**$41,153,000**

エボラ対応 MPTF のガバナンス体制

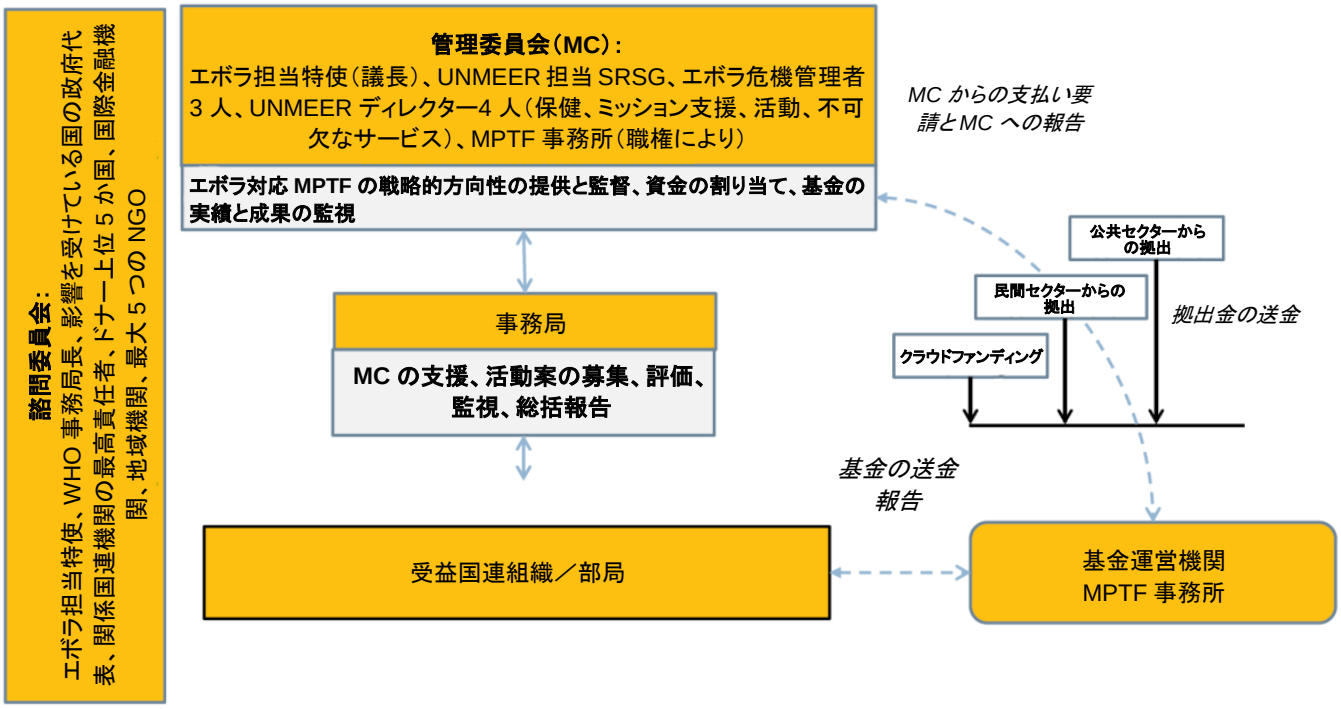

活動案作成・承認プロセス

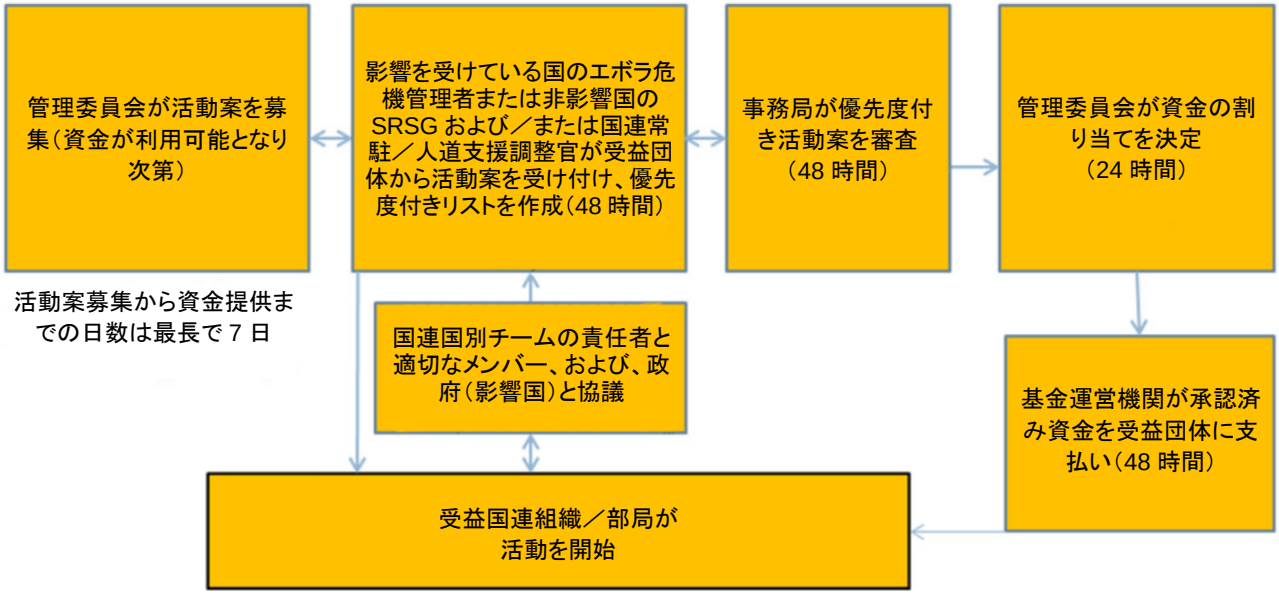

お問い合わせ先

政策とプログラム関係：
Dr. David Nabarro, Special Envoy for Ebola
E-mail: david.nabarro@undp.org
Ms. Chadia Wannous, Sr Policy Adviser,
E-mail: chadia.wannous@undp.org

基金の運営関係：
Multi-Partner Trust Fund Office (MPTF Office)
Mr. Yannick Glemarec, Executive Coordinator, Tel: +1 212 906 6880;
E-mail: yannick.glemarec@undp.org
Ms. Olga Aleshina, Senior Portfolio Manager, Tel: +1 212 906 6155;
E-mail: olga.aleshina@undp.org

エボラ対応 MPTF について詳細は、下記のエボラ対応ウェブページ（英語）をご覧ください：
http://mptf.undp.org/ebola